

大飯原発3号の配管亀裂についての抗議・要請書

亀裂の入った配管のままでの運転再開は認められない

1 サイクル (13 ヶ月) 運転後には、配管は技術基準を満たさない

原子力規制委員会 委員長 更田豊志 様

7月20日から定期検査中の大飯原発3号機で、一次系の加圧器スプレイライン配管の溶接部に亀裂が入っていることが明らかになった(8月31日)。傷は配管溶接部の内側から入り、長さ67mm、深さ4.6mmにも及んでいる。もしこの傷が貫通すれば、1次冷却材喪失事故につながる。

関西電力は、配管を取り替えずに運転を再開し、次回の定検で取り替える旨を発表している。9月26日に予定していた原子炉起動は延期せざるを得なくなったが、早期に運転を再開しようとしている。このような傷を抱えたまま、13ヶ月も運転するなど許されることではない。経済性を最優先にして、安全性を軽視する関電の体質は何も変わっていない。住民の安全を無視している。

9月11日には、この問題について規制庁と関電の「公開会合」が開かれた。この配管は、技術基準で配管の厚み(肉厚)は8.2mmが確保されなければならない。

(配管の元の肉厚14.0mm/ 今回確認された傷の深さ4.6mm/ 現在の肉厚9.4mm)

関電が提出した資料1-2^{※1}では、「1サイクル後の欠陥の大きさは…包絡曲線式の評価では、深さ方向5.8mmとなる」(4頁)。亀裂進展評価を行い「3.4年間の健全性を確認した」(5頁)、「技術基準規則に定める基準に適合していると評価される」(5頁)と記している。

(※1)9月11日評価会合資料 https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/other_meetings/20200911_01.html

関電が評価している1サイクル後の「8.2mm」(14.0mm-5.8mm)でも技術基準ぎりぎりとなる。危険な状況を認めるべきではない。

さらに、関電の資料を検討すると、右表(44頁、下線は引用者)では、保守的評価となっている「包絡曲線式」の場合、3.4年で傷の

深さは $3.5+0.5=4.0\text{mm}$ 進展し、8.6mmになると評価している。これを基に、1サイクル(13ヶ月)後の傷の深さを比例計算すれば5.9mm(現在の傷4.6mm+1.3mm)^{※2}となり、配管の肉厚は「8.1mm」(14.0mm-5.9mm)となる。技術基準の「8.2mm」を割り込んでしまうため、運転は許されない。

(※2) 3.4年=40.8ヶ月。40.8ヶ月の傷の進展は4.0mm(3.5+0.5)[上の表より]
比例計算で13ヶ月の傷の進展は $(4.0/40.8) \times 13 = 1.3\text{mm}$

規制庁は9月11日の「公開会合」で、傷の入ったままでの運転を認めるかのように、配管が破断した場合の対策等を関電に指示した。必要なのは、破断した場合の対策ではなく、傷が基準を満たさないことを認め、配管の取り替えなしには運転は認められないと、すぐに明確に判断することだ。よって、以下を強く要請する。

要請事項：大飯原発3号機の亀裂の入った配管のままでの運転再開を認めないこと。

2020.9.16 避難計画を案ずる関西連絡会/ ふるさとを守る高浜・おおいの会/

脱原発へ！関電株主行動の会/ 国際環境 NGO FoE Japan/ 原子力規制を監視する市民の会

連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581

原子力規制を監視する市民の会 東京都新宿区下宮比町3-12-302 TEL：03-5225-7213 FAX：03-5225-7214